

○財務省告示第三百六十九号

国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十一月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第四百九十四回）

二 発行の根拠 特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
九年法律第二十三号）第四十六条
の法律及びそ 第一条、法律第三十四号）第七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

五

募方

入札発行競争
入札競争
価格競争
方法
入札競争
入札競争

であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第 I 非
「価格競争入札発行」という。）

ロ

国債市場
特別参加者
・第 I
者
非
者
非
者
者

各国債市場特別参加者ごとの
当てる。その応募額を順次割り
も申込みのうち応募額の高い
各申込からその応募額を
各申込の範囲内において各申
込の応募額を割り当てる。

六

イ

発

入札発行競争
価格競争
入札競争
価格競争
発行競争
発行競争

額面金額で二兆三千百二十三億
七千万円
うち特別会計に関する法律第
四十六條第一項の規定に基づき
発行した金額で二兆千二百四十
は、額面金額で二兆千二百四十
億円、財政法第七條第一項、財
政融資資金法第九條第一項及び
に特別会計に関する法律第八十
三條第一項、第九十四條第二項、
同條第四項、第九十五條第一項、
第三百三十六條第一項及び第三
百三十七條第一項の規定に基づき
行した政府短期証券について
は、額面金額で千九百九十九億
七千万円

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を 支 償
六 か 通 百 払 は 還
年 通 知 を 円 に つ き 期
十 一 月 二 十 日 百 円 営 業 日
日 者